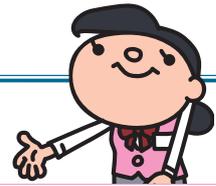


平成30年度の村民税・県民税(個人住民税) 税額決定通知書を郵送します



村では、6月12日(火)から平成30年度の「村民税・県民税税額決定通知書兼納税通知書」を郵送します。毎年通知書を受け取っている方で、6月21日(木)までに通知書が届かない場合は、お問い合わせください。なお、給与所得者で、村民税・県民税が給与から天引きになっている方には、事業所を通じて特別徴収税額の決定通知書(緑色・圧着式)を配布しています。

【問い合わせ】税務課(☎282-1711) ▽課税に関すること…住民税担当(内線1117～1119) ▽納付・口座振替に関すること…収納管理室(内線1114～1116)

税額決定通知書を受け取ったら、 内容を必ず確認してください！

申告漏れや誤りなどにより、税額が正しく計算されていない場合があります。ご自身の課税内容を必ず確認し、誤っている可能性がある場合には、税務課住民税担当へお問い合わせください。

●「村民税・県民税(個人住民税)」って？

「村民税・県民税(個人住民税)」は、前年中に所得があった方に対して課税される税金で、その年の1月1日に住民登録をしていた市町村で課税されます。村民税・県民税の年税額は、一律に課される「均等割」と、前年中の所得や控除に応じて計算される「所得割」の、合計額です(右表参照)。村民税・県民税は、前年の1月から12月まで(1年間)の所得を基準として課税額を算定するため、今年の所得がない場合でも、前年中に所得があれば課税されます。

| | 均等割 | 所得割 |
|-----|---|----------------------------|
| 村民税 | 3,500円 (内復興財源500円) | 10% (村民税分6%、 県民税分4%) |
| 県民税 | 2,500円 (内復興財源500円、 森林湖沼環境税1,000円) | |

●納税は、“便利・安心・確実”な口座振替をお勧めします！

口座振替を希望する方は、次の必要書類等をお持ちの上、手続きをお願いします。

▼金融機関窓口での申し込み…通帳またはキャッシュカード、金融機関の届け出印、納税通知書

▼税務課(役場行政棟1階)での申し込み…キャッシュカード(要暗証番号入力)、来庁者の本人確認書類

第1期分からの口座振替を希望する方は、6月21日(木)までに税務課で手続きをお願いします。※クレジットカードでの納付はできませんので、ご注意ください。

役場でキャッシュカードによる申し込みができます！

【よくある質問】

Q 前年度までと比べて、今年度の住民税の税額が大きく変わっているのですが、なぜですか？

A 1 収入が公的年金のみ(400万円以下)の方で、住民税の申告をしていない方ではありませんか？

収入が公的年金のみ(400万円以下)で、それ以外の所得が20万円以下の方は、所得税の申告が不要です。しかし、公的年金等から控除されていない各種控除(社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、扶養控除等)がある場合、住民税の申告を行わなければ上記の各種控除が税額の決定に反映されないため、住民税の額が高くなっている可能性があります。住民税の申告については、税務課へご相談ください。

A 2 前年までと比べて、収入額や控除額が変更になっていませんか？

所得や控除に応じて計算される「所得割」は税率10%です。この税率は、全国一律(一部の自治体を除く)となります。収入額や控除額の変更に伴い、税額が増減している可能性が考えられます。